## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月16日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事·市区町村長等	
	○知事    ●市区町村長等	
2. 都道府県名	奈良県	
3. 市区町村名	御所市	
4. 届出番号	6	
5. 独自利用事務の事例番号	67-2	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.gose.nara.jp/000000485.html	

執行機関名 御所市長

障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①東致の夕新	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	難聴児補聴器購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		御所市個人番号の利用に関する条例別表第1 第5の項 難聴児補聴器購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四 号)第1条	御所市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱(平成26年御所市告示第13号)第 1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>精神又は身体に障害を有する児童</u> について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、 <u>精神又は身体に著しく重度の障害を有する者</u> に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	第一条 この告示は、身体障害者手帳の交付対象者とならない <u>軽度又は中等度の</u> <u>難聴児</u> に対し、補聴器購入費の一部を助成することにより、難聴児の <u>健全な発達</u> を
⑦独自利用事務の関連規範		御所市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱(平成26年御所市告示第13号)